

理事長にもしものことがあったとき 出資者にもしものことがあったとき

のこと、考えていますか？

出資持分があると「予期せぬ出費」が 発生してしまう可能性があります

出資持分は**財産権**なので、**相続税**などの税金の対象です。
経営を頑張ってきた法人ほど、内部留保の金額も大きくなりやすく、
それに伴って**持分の評価額も上がる**ため、想像以上に高額となった相続税の
支払いのために、相続人から**払い戻し請求**をされる可能性もあります。
そのため、
まずは**持分の評価額や相続発生時の相続税額を把握しておきましょう！**

理事長

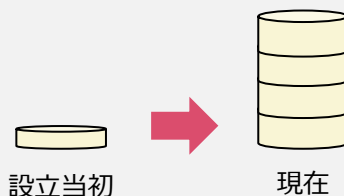


不慮の事故により
急な相続が発生

各種査定作業の実施

出資持分

評価額上昇



後継者



出資持分がこんなに高額に
なっているなんて・・・
相続税どうしよう・・・

出資者の相続人



相続税が高額すぎて、
出資持分の払い戻し請求を
しないと支払えない・・・

払い戻し請求の実施

理事長



せっかく病院の建替資金と
して留保していたのに、予
想外の出費が・・・

持分の評価額・相続発生時の相続税額を把握する方法

以下のウェブサイトで簡易的な試算が可能です。ぜひご利用ください。

https://www.jahmc.or.jp/medical_profession/for_medical/ikosoudan_list/

※外部リンク：公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

参考事例

ケース1

東海地方の200床の病院



病院

純資産額 : 20億円
売上金額 : 20億円
利益 : 1億円

出資持分評価額 : 約15億円

※当初出資額 : 100万円



相続発生

理事長兼出資者

相続財産 :
・出資持分 (100%)
・その他財産 : 3億円



後継者相続人

相続税額 :
約7億円

! 当初の出資金額から何倍もの価値になっている場合があります。

ケース2

近畿地方の無床診療所



病院

純資産額 : 10億円
売上金額 : 2億円
利益 : マイナス

出資持分評価額 : 約3億円

70% 30%



相続発生

出資者

相続財産 :
・出資持分 (30%)
・現預金 : 0.3億円



法人外部相続人

相続税額 :
約1億円

! 利益が出ていなくても、評価額が高額になることもあります
・相続した現預金で納税ができない場合には、医療法人に対し、払い戻しの請求がされる可能性があります。